多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

平成28年9月30日

霧 島 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第4項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

	種類				実施地域等					
	1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無	実施期間			実施主体
1		0			国分・隼人区域	無	H 2 7	~	H 3 1	川原塩売集落協定
2		0			横川区域	無	H 2 7	~	H 3 1	野坂集落協定
3		0			牧園区域	無	H 2 7	~	H 3 1	上中津川集落協定
4		0			牧園区域	無	H 2 7	~	H 3 1	川影集落協定
5		0			牧園区域	無	H 2 7	~	H 3 1	川床集落協定
6		0			牧園区域	無	H 2 7	~	H 3 1	笹之段集落協定
7		0			牧園区域	無	H 2 7	~	H 3 1	皿北集落協定
8		0			牧園区域	無	H 2 7	~	H 3 1	寺原轟木集落協定
9		0			牧園区域	無	H 2 7	~	H 3 1	中津川集落協定
10		0			牧園区域	無	H 2 7	~	H 3 1	奈良木集落協定
11		0			牧園区域	無	H 2 7	~	H 3 1	宮園原集落協定
12		0			霧島区域	無	H 2 7	~	H 3 1	永水集落協定
13		0			福山区域	無	H 2 7	~	H 3 1	本屋敷水田営農組合集落協 定
14		0			福山区域	無	H 2 7	~	H 3 1	牟田尻水田営農組合集落協 定